

独立行政法人国立国語研究所役員報酬規程

平成13年4月1日
国語研規程第5号
改正 平成21年6月9日

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。）第62条において準用する同法第52条第2項の規定に基づき、独立行政法人国立国語研究所の所長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬について定めることを目的とする。

(役員報酬)

第2条 役員報酬は、常勤の役員については、本給、地域手当、通勤手当、単身赴任手当及び期末特別手当とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当とする。

(報酬の支給)

第3条 本給、地域手当、単身赴任手当及び通勤手当は、その月の月額を毎月17日に支給する。ただし、17日が日曜日に当たるときは15日に、17日が土曜日に当たるときは16日に、17日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日に当たるときは、18日に支給する。

2 期末特別手当は、6月30日及び12月10日（以下この項においてこれらの日を「支給定日」という。）に支給する。ただし、支給定日が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日に支給する。

(本給)

第4条 常勤役員の本給月額、次のとおりとする。

所長	922,000円
理事	784,000円

(地域手当)

第5条 地域手当は、独立行政法人国立国語研究所職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第11条第1項の規定に基づく職員に対する地域手当の例に準じて、常勤役員に対し支給する。

2 地域手当の月額は、本給月額に、100分の12を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第6条 通勤手当は、職員給与規程第13条第1項に規定する職員に対する通勤手当の支給要件に該当する常勤役員に対し支給する。

2 通勤手当の月額は、職員給与規程第13条第2項及び第3項に規定する額とする。

3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、職員に対する通勤手当の例に準ずるものとする。

(単身赴任手当)

第7条 単身赴任手当は、職員給与規程第14条第1項に規定する職員に対する単身赴任手当の支給要件に該当する常勤役員に対し支給する。

2 単身赴任手当の月額は、職員給与規程第14条第2項に規定する額とする。

3 第1項の規定による単身赴任手当を支給される常勤役員との権衡上必要があると認められるものについては、職員に対する単身赴任手当の例に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、職員に対する単身赴任手当の例に準ずるものとする。

(期末特別手当)

第8条 期末特別手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤役員に対して支給する。これらの日の基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した常勤役員についても、同様とする。

2 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した常勤役員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において当該常勤役員が受けるべき本給月額及び地域手当の月額並びに本給月額及び地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額並びに本給月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の160、12月に支給する場合においては100分の175を乗じて得た額に、基準日以

前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 6箇月 100分の100
- 二 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- 三 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- 四 3箇月未満 100分の30

3 前項の規定による期末特別手当の額は、所長が次に掲げる常勤役員の区分に応じ、当該各号に定める額とすることができる。

- 一 所長 文部科学省独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う業績評価の結果を勘案して、前項の規定による期末特別手当の額のその100分の10の範囲内で、これを増額し、又は減額した額
- 二 所長以外の常勤役員 評価委員会の項目別の業績評価、役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案して所長が決定する評価に基づき、前項の規定による期末特別手当の額の100分の10の範囲内で、これを増額し、又は減額した額

4 前2項に規定するもののほか、期末特別手当の一時差止処分その他期末特別手当の支給に関し必要な事項は、職員に対する期末手当の例に準ずるものとする。

（日割計算）

第9条 新たに常勤役員となった者には、その日から本給及び地域手当（以下本条において「本給等」という。）を支給する。

- 2 常勤役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの本給等を支給する。
- 3 常勤役員が死亡により退職した場合には、その月までの本給等を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により本給等を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その本給等の額は、その月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（非常勤役員手当）

第10条 非常勤役員の非常勤役員手当の月額は、次のとおりとする。

月額 17,000円

- 2 非常勤役員手当は、翌月の17日に支給する。この場合において、第3条第1項ただし書の規定を準用する。
- 3 前条の規定は、非常勤役員手当の日割計算について準用する。この場合において、前条中「本給及び地域手当」又は「本給等」とあるのは「非常勤役員手当」と読み替えるものとする。

（報酬の支払方法）

第11条 役員の報酬は、その全額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

- 2 役員が報酬の全部又は一部につき自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

（端数の処理）

第12条 この規定により計算した金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（実施に関し必要な事項）

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、職員の例に準ずるものとする。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13.11.28 国語研規程第19号）

この規程は、平成13年11月28日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成14.11.26 国語研規程第47-1号）

- 1 この規程は、平成14年12月1日から施行する。
- 2 平成14年12月に支給する期末特別手当（以下この項において「期末特別手当」という。）の額は、改正後の本規程第8条第2項の規定にかかわらず、当該規定により算定される期末特別手当の額（以下この項

において「基準額」という。)から、第1号に掲げる額から第2号に掲げるを減じた額とする。

- 一 平成14年12月1日(以下「施行日」という。)まで引き続いて在職した期間で同年4月1日から施行日の前日までのもの(次号において「継続在職期間」という。)について支給される報酬のうち俸給の額の改定により額が変動することとなる報酬(次号において「俸給等」という。)の額の合計額
- 二 継続在職期間について改正後の本規程の規定による俸給月額に算定した場合の俸給等の額の合計額

附 則 (平成14. 11. 26 国語研規程第47-2号)

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成15年6月に支給する期末手当に関する改正後の本規程第8条第2項の規定の適用については、当該規定中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」と、「6箇月」とあるのは「3箇月」と、「5箇月以上6箇月未満」とあるのは「2箇月15日以上3箇月未満」と、「3箇月以上5箇月未満」とあるのは「1箇月15日以上2箇月未満」と、「3箇月未満」とあるのは「1箇月15日未満」とする。

附 則 (平成15. 10. 28 国語研規程第69-1号)

- 1 この規程は、平成15年11月1日から施行する。
- 2 平成15年12月に支給する期末特別手当(以下この項において「期末特別手当」という。)の額は、改正後の本規程第8条第2項の規定にかかわらず、当該規定により算定される期末特別手当の額(以下この項において「基準額」という。)から第1号から第2号に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上になるときは、期末特別手当は支給しない。

一 平成15年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに役員となった者にあつては、新たに役員となった日)において役員が受けるべき俸給、調整手当、通勤手当、単身赴任手当(職員の単身赴任手当に関する細則(平成13年4月1日国語研細則第6号)第4条に規定する額を除く。)の月額の合計額に100分の1.07を乗じて得た額に同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間その他所長が別に定める期間がある役員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して所長が別に定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

二 平成15年6月に支給された期末特別手当の額に100分の1.07を乗じて得た額

附 則 (平成15. 10. 28 国語研規程第69-2号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16. 12. 21 国語研規程第80号)

- 1 この規程は、平成17年2月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日から引き続き在職する役員の調整手当の月額は、第5条第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に掲げる月額とする。
 - 一 施行日から同日以後3年を経過するまでの期間 俸給月額に100分の12を乗じて得た額
 - 二 施行日から同日以後4年を経過するまでの期間(前号に掲げる期間を除く。) 俸給月額に100分の11を乗じて得た額

附 則 (平成17. 11. 22 国語研規程第101号)

- 1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。
- 2 平成17年12月に支給する期末特別手当の額は、改正後の本規程第8条第2項の規定にかかわらず、当該規定により算定される期末特別手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次の各号に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上になるときは、期末特別手当は支給しない。

一 平成17年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに役員となった者にあつては、その新たに役員となった日)において役員が受けるべき俸給、調整手当、単身赴任手当(職員の単身赴任手当に関する細則(平成13年4月1日国語研細則第6号)第4条に規定する額を除く。)の月額の合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間その他所長が別に定める期間がある役員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して所長が別に定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

二 平成17年6月に支給された期末特別手当の額に100分の0.36を乗じて得た額

附 則 (平成18. 3. 29 国語研規程第103号)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

- 2 この規程の施行日の前日から引き続き在職する役員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる役員には、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。
- 3 施行日の前日から引き続き在職する役員の地域手当の月額は、第5条第2項の規定にかかわらず、任期に係る期間の末日までの間、前項に規定する本給に、施行日の前日において適用されている調整手当の割合を乗じて得た額とする。

附 則 (平成21.6.9 国語研規程第188号)

- 1 この規程は平成21年6月9日から施行し、平成21年6月1日から適用する。
- 2 平成21年6月に支給する期末特別手当に関する第8条第2項の適用については、同項中「100分の160」とあるのは「100分の145」とする。